

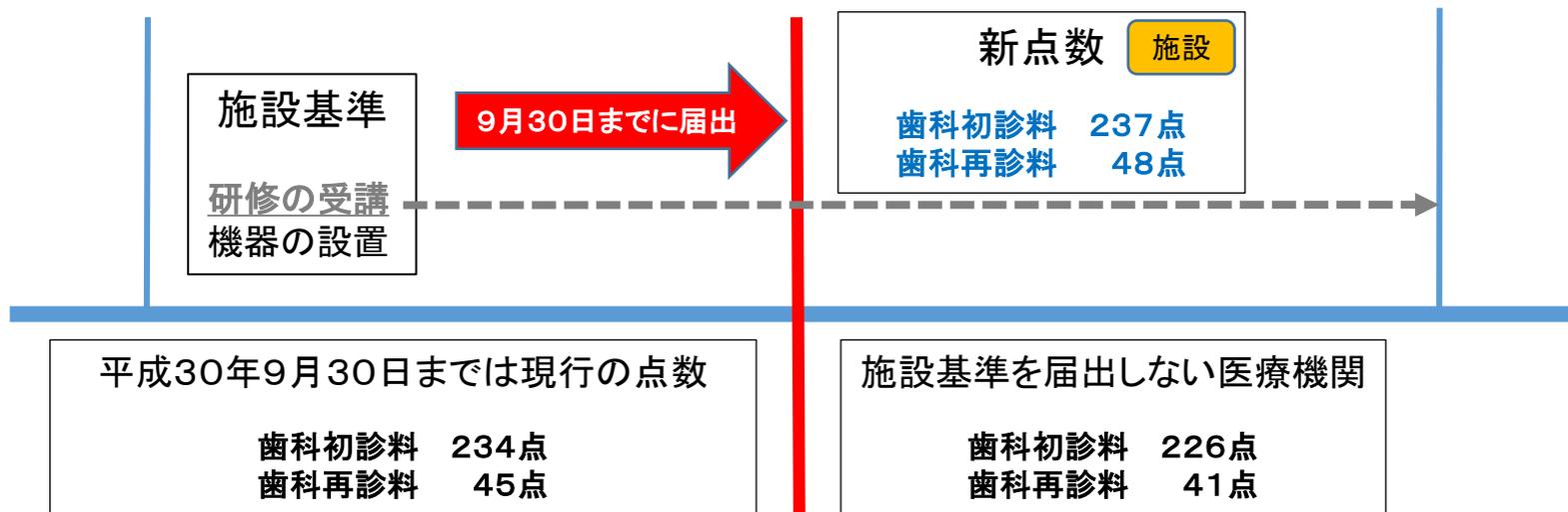
初診料・再診料

初・再診料の経過措置

平成30年4月1日

平成30年10月1日

平成31年3月31日



- ◆ 厚生局に届出書を提出しても要件審査を経てから受理することになるので、余裕をもって届出書を提出する。
- ◆ 研修は平成31年3月31日までに受けることでも良い

※地域歯科診療支援病院歯科初・再診料に変更はない